

消費者被害注意情報


1

平成21年4月21日
 (環境生活総務課)
 消費生活室
 TEL:0852-22-5103
 FAX:0852-32-5918
 E-mail:
 syohisen@pref.shimane.lg.jp

特商法の行政処分

<p>大阪の電話勧誘販売業者 事業者：ブルーイング株式会社 所在地：大阪市中央区東心斎橋1-1-12 取引形態：ビジネス教材の電話勧誘販売 法令違反：勧誘目的不明示(16) :再勧誘(17) :不実告知(21)、 ;迷惑勧誘(22、23) 処分期間：H21.3.28～6.27(3ヶ月) http://www.no-trouble.jp/u/pdfs/090327b.pdf</p>	<p>香川の訪問販売業者 事業者：株式会社日本総合教育システム 所在地：高松市木太町1130番地3 取引形態：学習教材の訪問販売 法令違反：不実告知(6) ;迷惑勧誘(7) 処分期間：H21.3.28～5.27(2ヶ月) http://www.pref.kagawa.jp/kenmin/sankaku/houdou/20090326.htm</p>
<p>京都の特定継続的役務提供業者 事業者：株式会社学習院(家庭教師の寺子屋) 所在地：本店～京都市下京区四条通新町 支店～神戸市中央区雲井通り 取引形態：家庭教師派遣 法令違反：誇大広告(43) :不実告知(44)、 ;迷惑勧誘(46) 処分期間：H21.3.31～9.30(6ヶ月) 参考事項：景品表示法違反で指示処分 http://web.pref.hyogo.lg.jp/contents/000123793.pdf</p>	<p>東京の連鎖販売取引(マルチ)業者 事業者：株式会社スタイルインタープライズ 所在地：東京都江東区有明三丁目 取引形態：促成桐のオーナー権利等の ビジネスキットの会員販売 法令違反：勧誘目的等不表示(33の2) :不実告知(34、34) :特定場所勧誘(44、 :迷惑勧誘(46) 処分期間：H21.4.1～7.10(3ヶ月) http://www.meti.go.jp/press/20090410002/20090410002.html</p>

公取委による行政処分

<p>携帯電話受信状態向上標榜業者に排除命令 事業者：(株)カクダイ(本社：埼玉県) (株)森本通商(本社：東京都) (株)吉本倶楽部(本社：大阪市) (株)ナスカ(本社：大阪市) 対象商品：バリ5、復活君ほか 法令違反：景品表示法優良誤認(4) 処分内容：排除命令 処分理由：対象商品により携帯電話の受信 状況が向上する合理的な根拠が 認められない。 URL：http://www.jftc.go.jp/keihyo/</p>	<p>いびき軽減等標榜業者に排除命令 事業者：ピップトウキョウ(株) (本社：東京都) ピップフジモト(株)(本社：大阪市) (株)キートロン(本社：千葉県) 対象商品：いびきクリップ、磁力クリップ 法令違反：景品表示法優良誤認(4) 処分内容：排除命令 処分理由：対象商品によりいびきが軽減 する合理的な根拠が認められ ない。 URL：http://www.jftc.go.jp/keihyo/</p>
<p>虚偽宣伝(品質表示)の焼肉店に排除命令 事業者：フーディーズ(株)(本社：東京 都) 商号：焼肉酒家傳々、焼肉茶房傳々ほか 法令違反：景品表示法の優良誤認(4) 処分内容：排除命令 処分理由：店を出しているのは全て但馬 牛 であるとウェブサイトで宣伝</p>	<p>詳しくは、ホーム ページでど うぞー</p>  <p>特異な相談</p>

一人暮らしの高齢者に高額防犯ブザーを訪問販売
 江津市で、一人暮らしの高齢者(女性)の自宅を訪問し、48万円の防犯ブザーを販売する
 事案が発生しました。最初に無料でつけるという説明のようですが、振り込みになると40万
 円になると説明があったようです。同種事案の続発が懸念されます。